

三木市監査実施方針・品質管理方針

三木市監査基準第11条及び第13条に基づき、監査の実施方針及び品質管理方針を定める。

第1 監査実施方針

1. 監査の使命

市民の視点に立ち、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に実施されているかを効果的に監査し、結果をわかりやすく公表することにより、市政への信頼確保と市民サービスの向上に貢献していきます。

2. 基本方針

監査の使命を的確に果たしていくため、以下のとおり基本方針を定めます。

(1) 効果的な監査の推進

市の行財政運営が公正で合理的かつ効果的に実施されているかについて、合規性、正確性や3E(経済性・効率性・有効性)の視点から、実効性の高い監査手法により監査を行なっていきます。

(2) 業務改善支援の推進

各部署における業務改善の取組が定着していくように、監査結果に対する改善状況の確認や改善支援など行なっていきます。

(3) 体制の充実

監査委員を補佐する事務局について、職員の専門性の向上や監査体制の効率化(不要な業務の改廃、簡素化等)を進めていきます。

3. 重点取組事項

監査の使命を踏まえ、基本方針に沿って重点的に取り組むべき事項を以下のとおり定めます。

(1) 効果的な監査の推進

ア 合規性、正確性の視点による監査

① リスクアプローチによる監査の強化

庁内における事務処理のミスの発生状況や新聞報道などにより入手できる他市で発生しているミスの事例などを参考とし、リスクの高いものには監査の重点事項としてそれに応じた着眼点を設定するなどリスクアプローチの取組を進めていきます。

② 組織内のチェック体制に対する監査の推進

組織内のチェック体制（内部統制）が有効に機能していなければリスクが高くなることから管理監督者による日頃のチェックが適切に行われているか、また、ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備がないかという点に着目した監査を実施し、未然防止につなげていきます。

③ 改善につながる監査の推進

個々の事務処理のミスの指摘にとどまらず、全庁的に共通する事務について、ミスの発生原因がルール自体の不備によると考えられる場合は、制度を所管する部署に対して改善を求めるなど、業務の見直しや制度の改善につながる監査を実施していきます。

④ 各種監査の相互連携

定期監査、行政監査、財政援助団体等監査及び決算審査等の実施に当たっては、監査の結果報告に対する担当部署の措置状況を確認し、以後の監査等の重点事項に反映するなど、監査等の相互連携を深めていきます。

イ 3Eの視点による監査

各部署の業務推進に資するため、計画や目標どおり成果を達成しているかなど、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の3Eの視点から監査を実施します。

① 3Eの視点による財務監査等の推進

定期監査等において、個々の事務処理について見直す余地はないかなど、3Eの視点から監査を実施するとともに、複数の部署に共通する事務事業を横断的に監査する重点事項を設定してチェックする取組を実施していきます。

② 3Eの視点による行政監査の推進

特定の施策や事業に係る行政課題をテーマに取り上げ、3Eの視点に重点を置いて、行政運営全般にわたる事務の執行について部署を横断的

に監査する行政監査を実施していきます。

③ 公の施設の指定管理者監査の充実

公の施設は住民の福祉増進を目的としてその利用に供するための施設であることから指定管理者だけでなく、その監督部署も合わせて監査対象とし、協定書等の内容が遵守されているか、監督部署による指導が適切になされているかを確認するとともに、監査の重点事項を設定するなど監査の充実を図ります。

(2) 各部署のフォローアップの推進

監査の取組は、業務上の誤りを単に指摘、指導するだけにとどまらず、再発防止など各部署の業務改善につなげていくことが、実効性の観点から重要です。このため、監査の実施から一定期間が経過した後に、改めて、各部署における業務改善が行われているかなどを確認するフォローアップに取り組みます。

① 監査結果のフォローアップの充実

合規性、正確性の視点による指摘等に対して同様のミスが繰り返されていないか、次回監査時に是正状況を確認するとともに、必要に応じて監査実施の翌年度に、対象部署への監査を追加して確認するフォローアップ監査を実施していきます。

② 内部統制(チェック体制)担当部局等との連携強化

制度等の所管部署※1との間で、監査結果による業務上の問題点について情報提供を行うなど連携を強化していきます。

※1 制度等の所管部署

- 総務課：報酬・給料・手当・謝礼・旅費(費用弁償)の総括
- 財政課：契約事務の統括
- 会計室：会計事務(公金等)の統括

(3) 監査事務局の専門性の向上

多岐にわたる市の行財政運営全般に対する監査を合規性、正確性だけでなく3Eの視点から効果的に行なっていくには、監査委員を補佐する事務局職員の専門性を高める必要があります。

① 職員の専門性向上

外部研修機関が行う専門研修を積極的に活用し、職員の専門性向上を図っていきます。

② 他都市事例の活用

毎年定例開催される監査関係の会議などを通じて、他都市が行なっている監査業務に関して、監査の手法、手続など他都市事例の情報収集に努め、それを活用して監査の専門性を高めていきます。

第2 品質管理方針

監査等が、三木市監査基準に適合し、適切に実施されているかを評価する品質管理について、以下のとおり基本となる方針及び手続を定めます。

1. 基本方針

監査等の品質管理について、特に次の点に留意し取り組みます。

- ① 実施計画に定める監査の重点事項及び着眼点を踏まえて、監査が適切に実施されているか。
- ② 指摘事項等に関する監査等の手続及び監査等で徴取した裏付け資料等の記録は、合理的かつ十分なものであるか。
- ③ 監査結果報告書等の記述は、市民にとってわかりやすいか。

2. 基本手続

基本方針を踏まえ、下記の手法により品質管理を行なっていきます。

(1) 通常品質管理

事務局職員は、監査の品質について、以下の監査記録などにより確認し、職員を管理監督する事務局長は職員が行った品質管理の内容を確認します。

- ① 監査の重点事項等を踏まえたチェック項目を記載したチェックシート
- ② 指摘事項等に関して実査で確認した内容の記録
- ③ 聴取した帳票や関係法令等の裏付け資料

(2) 適時品質管理

代表監査委員は、監査委員を代表して、指摘事項等の案件や監査対象の部署等の監査内容について、適時、事務局に監査調書などの提示を求め確認します。